

## 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	有料老人ホームの入所者保護のための事業主に対する報告の義務づけ	<b>担当部局名</b>	老健局高齢者支援課	<b>作成責任者名</b>	課長 佐藤守孝	<b>評価実施時期</b>	平成29年2月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の老人福祉法第29条第9項						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>&lt;有料老人ホームへの定期報告義務及び都道府県等における情報公表義務&gt;</p> <p>○ 消費者保護の観点から、消費者の健全な選択に資する情報開示を促進するため、有料老人ホームの設置者に事業運営に係る情報を、定期的に指導監督権限を有する都道府県知事に報告することを義務付け、都道府県知事において当該情報の公表を義務づけることとする。</p>						
<b>想定される代替案</b>	○ 事業主の都道府県知事に対する報告を、事業主の任意とする。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
1 遵守費用	報告するための事務費用及び人件費の増加が発生する。	任意であるため、報告をしない事業所には費用がかからないが、報告をする場合は改正案と同等の費用が発生する。					
2 行政費用	報告様式作成等の事務費用、報告をとりまとめ公表するための費用が発生する。	報告様式作成等の事務費用、報告をとりまとめ公表するための費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	任意での報告となるため、全ての有料老人ホームに関する情報の収集が困難となり、ひいては消費者の健全な選択ができなくなる。					
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
	消費者が有料老人ホームの利用にあたって選択を行う際に、有料老人ホームが行っている介護サービスや事業の状況等を事前に把握できるため、消費者の健全な選択に大いに資する。	任意での報告となるため、協力してもらった事業所からの情報のみ消費者が知りうることとなるため、改正案に比べより限定的な便益となる。					
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	改正案は法律上に報告義務を位置づけ、事業主に対し報告するための作業を課すこととなるため、一定の遵守費用が見込まれるが、消費者の消費選択を健全にするという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。代替案は、法的な義務ではないことから、事業主の選択により遵守費用は発生しなくなるが、すべての有料老人ホームの情報を都道府県知事が把握することが困難になり、ひいては消費者が健全な選択を行えなくなることから、改正案のほうが望ましい。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	<p>介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)</p> <p>(4) 安心して暮らすための環境の整備(有料老人ホームの入居者保護の充実等)</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。</p> <p>この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。</p> <p>○ また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によることから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。</p>						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						